

台風19号で被災された方へ

「町県民税」などを減免

町では、台風19号で被災された方の町県民税（個人）、固定資産税、国民健康保険税を減免します。減免は、各税目ごとに表のとおり行います。

町県民税（個人）と国民健康保険税では、原則「り災区分」で減免を行います。が「り災区分」による減免割合よりも「収入の減少による減免割合」が大きい場合は、申請により減免額を変更することができますので、

お問い合わせください。

▽減免対象となる納期

すべて台風19号災害の日（令和元年10月12日）～令和元年度の納期限未到来分

※家屋が半壊以上の被害を受けた世帯の方は、町で「り災区分」により減免しますので、申請の必要はありません。
◆問い合わせ 町税務課町民係（☎82-3111内線112）へどうぞ。

固定資産税について

- ◎「り災区分（損害の程度）」による減免
- 土地の減免割合（浸水による半壊以上の家屋の敷地以外は申請が必要です）

| 損害の程度 | 減免の割合 |
|----------------------------------|-------|
| 当該土地が浸水による半壊以上の家屋の敷地(申請は必要ありません) | 全額 |
| 被害面積が当該土地の面積の10分の8以上 | 10分の8 |
| 被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満 | |
| 被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満 | 10分の6 |
| 被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満 | |

- 家屋の減免割合(申請は必要ありません)

| 損害の程度 | 減免の割合 | |
|--------------|----------|-------|
| 浸水による半壊以上のとき | 全額 | |
| 全壊のとき | | |
| 浸水以外による | 大規模半壊のとき | 10分の8 |
| | 半壊のとき | 10分の4 |

- 償却資産の減免割合（申請が必要です）

| 損害の程度 | 減免の割合 |
|---------------|-------|
| 50%以上の損害のとき | 全額 |
| 40%以上50%未満のとき | 10分の8 |
| 20%以上40%未満のとき | 10分の4 |

- ◇減免対象となる固定資産税の納期

| 納付書で納付 |
|----------------|
| ・第3期分(12/2納期限) |
| ・第4期分(1/31納期限) |

国民健康保険税について

- ◎人的被害による減免割合（申請が必要です）

| 事由 | 減免の割合 |
|--------------------------------|-------|
| 主たる生計維持者が死亡、行方不明または重篤な傷病を負った場合 | 全額 |

- ◎り災区分による減免割合(申請は必要ありません)

| 損害の程度 | 減免の割合 | |
|----------|-------|----------|
| | 全壊 | 半壊、大規模半壊 |
| 全壊 | 全額 | |
| 半壊、大規模半壊 | 半額 | |

- ◎収入の減少による減免割合（申請が必要です）

※令和元年の事業収入などの減少が、平成30年の事業収入などの10分の3以上と見込まれる方がいる世帯

| 平成30年の合計所得金額 | 減免の割合 |
|-----------------------|-------|
| 300万円以下であるとき | 全額 |
| 300万円を超え400万円以下であるとき | 10分の8 |
| 400万円を超え550万円以下であるとき | 10分の6 |
| 550万円を超え750万円以下であるとき | 10分の4 |
| 750万円を超え1000万円以下であるとき | 10分の2 |

※主たる生計維持者の事業などの廃止や失業の場合には、平成30年の合計所得金額にかかわらず減免割合を全額とします。

- ◇減免対象となる国民健康保険税の納期

| 納付書で納付 | 年金から天引き |
|-----------------|---|
| ・第4期分(10/31納期限) | ・10月分(10/15年金支払日) ・12月分(12/13年金支払日) ・2月分(2/14年金支払日) |
| ・第5期分(12/2納期限) | |
| ・第6期分(12/25納期限) | |
| ・第7期分(1/31納期限) | |
| ・第8期分(3/2納期限) | |

町県民税（個人）について

- ◎人的被害による減免割合（申請が必要です）

| 事由 | 減免の割合 |
|-----------------------------|-------|
| 死亡した場合 | 全額 |
| 生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった場合 | |
| 障害者となった場合 | 10分の9 |

- ◎り災区分による減免割合(申請は必要ありません)

| 平成30年の合計所得金額 | 減免の割合 | |
|--------------|---------|----------|
| | 全壊 | 半壊、大規模半壊 |
| 500万円以下であるとき | 全額 | 半額 |
| 750万円以下であるとき | 半額 | 10分の2.5 |
| 750万円を超えるとき | 10分の2.5 | 10分の1.25 |

- ◎収入の減少による減免割合（申請が必要です）

※令和元年の事業収入などの減少が、平成30年の事業収入などの10分の3以上と見込まれる方

| 平成30年の合計所得金額 | 減免の割合 |
|-----------------------|-------|
| 300万円以下であるとき | 全額 |
| 300万円を超え400万円以下であるとき | 10分の8 |
| 400万円を超え550万円以下であるとき | 10分の6 |
| 550万円を超え750万円以下であるとき | 10分の4 |
| 750万円を超え1000万円以下であるとき | 10分の2 |

- ◇減免対象となる町県民税の納期

| 納付書で納付 | 給与から天引き | 年金から天引き |
|------------------------------------|---------|------------------------|
| ・第3期分(10/31納期限) ・第4期分(12/25納期限) | ・10月分 | ・10月分 ・12月分 ・2月分 |
| | ・11月分 | |
| | ・12月分 | |
| | ・1月分 | |
| | ・2月分 | |
| | ・3月分 | |
| | ・4月分 | |
| | ・5月分 | |